

4 温室効果ガスの排出の状況

基準年度（令和 6 年度）の温室効果ガス排出の状況

①エネルギー起源二酸化炭素の排出量		2,471	t-CO <sub>2</sub>
①を除外 （二酸化炭素換算） 温室効果ガス排出量	②非エネルギー起源二酸化炭素		t-CO <sub>2</sub>
	③メタン		t-CO <sub>2</sub>
	④一酸化二窒素		t-CO <sub>2</sub>
	⑤ハイドロフルオロカーボン類		t-CO <sub>2</sub>
	⑥パーフルオロカーボン類		t-CO <sub>2</sub>
	⑦六ふつ化硫黄		t-CO <sub>2</sub>
	⑧三ふつ化窒素		t-CO <sub>2</sub>
	温室効果ガス総排出量（①～⑧合計）		2,471

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標

(1) 温室効果ガス排出量の抑制目標

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	原単位排出量
------------------	--------

項目	基準年度 令和 6 年度 排出量（実績）		目標年度 目標排出量		令和 9 年度 目標削減率	
	温室効果ガス 総排出量		t-CO <sub>2</sub>		t-CO <sub>2</sub>	

項目	基準年度 令和 6 年度 排出量（実績）		目標年度 目標排出量		令和 9 年度 目標削減率	
	原単位当たりの 排出量	0.1987	t-CO <sub>2</sub> / m <sup>2</sup>	0.1981	t-CO <sub>2</sub> / m <sup>2</sup>	0.3

(2) 目標設定の考え方

栄地下街のエネルギー消費のうち80%が照明設備及び店舗が使用する電気エネルギーであるため、大幅な排出ガスの抑制は困難である。よって、年間0.1%、3年間で0.3%の削減を目標とする。

備考1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに3,000トン以上の場合に限り計上してください。  
 備考2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに3,000トン以上の温室効果ガスの排出量の合算をいいます。  
 備考3 原単位当たりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量当たりの温室効果ガス排出量をいいます。

指針第1号様式

6 温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置

(1) 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置

取組の区分	具体的な取組の内容	取組の目標
一般管理/エネルギー使用量等の把握及び管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ推進委員会を設置し、取組項目を設定</li> <li>・エネルギー使用量の把握・測定・計測・記録・分析</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・7月に省エネ推進会議を実施し、各所のエネルギー使用状況を把握する。</li> </ul>
省エネルギー・省資源の推進・照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の運転時間、温度、外気導入量を管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外気温を管理し、状況に合わせて外気導入量を減らす。</li> </ul>
省エネルギー・省資源の推進・冷暖房	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冷温水ポンプは負荷変動に対応してインバーター等で変流量化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱源動力ポンプのインバーター運転により省エネ化を図る。</li> </ul>
省エネルギー・省資源の推進/その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冷水デマンド監視装置により、最大使用量を監視抑制</li> <li>・機械室の消灯を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各自の省エネ意識を高める。</li> </ul>

指針第1号様式

(2) 非化石エネルギーへの転換に関する措置

ア 非化石電気に関する目標

指標	目標 (2030年度)
使用電気全体に占める 非化石電気の比率	%

イ 計画期間における非化石エネルギーの利用

--

(3) 環境価値 (クレジット等) の活用

--

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

--

(5) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組

--